

勤労者退職給与保障法（略称：退職給与法）

[施行 2018. 7. 1]

[法律第 15664 号、2018. 6. 12. 一部改正]

雇用労働部（退職年金福祉課）044-202-7556

HP－法令 46

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、勤労者退職給与制度の設定及び運営に必要な事項を定めることにより、勤労者の安定した老後の生活保障に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 1 号による勤労者をいう。
2. 「使用者」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 2 号による使用者をいう。
3. 「賃金」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 5 号による賃金をいう。
4. 「平均賃金」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 6 号による平均賃金をいう。
5. 「給与」とは、退職給与制度又は第 25 条による個人型退職年金制度により勤労者に支給される年金又は一時金をいう。
6. 「退職給与制度」とは、確定給与型退職年金制度、確定寄与型退職年金制度及び第 8 条による退職金制度をいう。
7. 「退職年金制度」とは、確定給与型退職年金制度、確定寄与型退職年金制度及び個人型退職年金制度をいう。
8. 「確定給与型退職年金制度」とは、勤労者が受ける給与の水準が事前に決定されている退職年金制度をいう。
9. 「確定寄与型退職年金制度」とは、給与の支給のために使用者が負担しなければならない負担金の水準が事前に決定されている退職年金制度をいう。
10. 「個人型退職年金制度」とは、加入者の選択により加入者が納入した〔払い込んだ〕一時金及び使用者又は加入者が納入した負担金を積み立て・運用するために設定した退職年金制度であって給与の水準及び負担金の水準が確定していない退職年金制度をいう。
11. 「加入者」とは、退職年金制度に加入した者をいう。
12. 「積立金」とは、加入者の退職等支給理由が発生したときに給与を支給するために、使用者又は加入者が納入した負担金により積み立てられた資金をいう。
13. 「退職年金事業者」とは、退職年金制度の運用管理業務及び資産管理業務を遂行するため

に第 26 条により登録した者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この法律は、勤労者を使用するすべての事業又は事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、同居する親族のみを使用する事業及び世帯内雇用活動〔家事使用人〕には適用しない。

第 2 章 退職給与制度の設定

(退職給与制度の設定)

第 4 条

- (1) 使用者は、退職する勤労者に対して給与を支給するために、退職給与制度のうち一つ以上の制度を設定しなければならない。ただし、継続勤務期間が 1 年未満の勤労者、4 週間を平均して 1 週間の所定勤務時間が 15 時間未満の勤労者については、この限りでない。
- (2) 前項により退職給与制度を設定する場合は、一つの事業において給与及び負担金算定方法の適用等に関して差別を設けてはならない。
- (3) 使用者が退職給与制度を設定し、又は設定された退職給与制度を他の種類の退職給与制度に変更しようとする場合は、勤労者の過半数が加入した労働組合がある場合にはその労働組合、勤労者の過半数が加入した労働組合がない場合は勤労者の過半数〔を代表する者？〕（以下「勤労者代表」という。）の同意を得なければならない。
- (4) 使用者が、前項により設定され、又は変更された退職給与制度の内容を変更しようとする場合は、勤労者代表の意見を聴かなければならない。ただし、勤労者に不利益に変更しようとする場合は、勤労者代表の同意を得なければならない。

(新たに成立した事業の退職給与制度)

第 5 条 法律第 10967 号勤労者退職給与保障法全部改正法律施行日以後新たに成立（合併・分割された場合を除く。）した事業の使用者は、勤労者代表の意見を聴いて、事業の成立後 1 年以内に確定給与型退職年金制度又は確定寄与型退職年金制度を設定しなければならない。

(加入者に対する 2 以上の退職年金制度設定)

第 6 条

- (1) 使用者が加入者に対して確定給与型退職年金制度及び確定寄与型退職年金制度を併せて設定する場合は、第 15 条及び第 20 条第 1 項にかかわらず、確定給与型退職年金制度の給与及び確定寄与型退職年金制度の負担金の水準は次の各号による。

1. 確定給与型退職年金制度の給与：第 15 条による給与水準に確定給与型退職年金規約で定め

る設定比率を乗じて得られる金額

2. 確定寄与型退職年金制度の負担金：第 20 条第 1 項の負担金の負担水準に確定寄与型退職年金規約で定める設定比率を乗じて得られる金額

(2) 使用者は、前項第 1 号及び第 2 号によるそれぞれの設定比率の合計が 1 以上になるように退職年金規約を定めて、退職年金制度を設定しなければならない。

(受給権の保護)

第 7 条

(1) 退職年金制度の給与を受ける権利は、譲渡し、又は担保として提供できない。

(2) 前項にかかわらず、加入者、は住宅購入等大統領令で定める理由及び要件を備えた場合は、大統領令で定める限度で、退職年金制度の給与を受ける権利を担保として提供することができる。この場合は、第 26 条により登録した退職年金事業者は、提供された給与を担保にした貸出が成り立つように協力しなければならない。

(退職金制度の設定等)

第 8 条

(1) 退職金制度を設定しようとする使用者は、継続勤務期間 1 年に対し 30 日以上平均賃金を退職金として退職勤労者に支給できる制度を設定しなければならない。

(2) 前項にかかわらず、使用者は、住宅購入等大統領令で定める理由により勤労者が要求する場合は、勤労者が退職する前に、当該勤労者の継続勤務期間に対する退職金をあらかじめ精算して支給できる。この場合において、あらかじめ精算して支給した後の退職金算定のための継続勤務期間は、精算時点から新たに計算する〔起算する〕。

(退職金の支給)

第 9 条 使用者は、勤労者が退職した場合は、その支給理由が発生した日から 14 日以内に退職金を支給しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、当事者間の合意により支給期日を延長することができる。

(退職金の時効)

第 10 条 この法律による退職金を受ける権利は、3 年間行使しなければ時効によって消滅する。

(退職給与制度の未設定による処理)

第 11 条 第 4 条第 1 項本文及び第 5 条にかかわらず、使用者が退職給与制度又は第 25 条第 1 項による個人型退職年金制度を設定しない場合は、第 8 条第 1 項による退職金制度を設定したとみなす。

(退職給与等の優先返済)

第 12 条

- (1) 使用者に支給義務がある退職金、第 15 条による確定給与型退職年金制度の給与、第 20 条第 3 項による確定寄与型退職年金制度の負担金のうち未納入負担金及び未納入負担金に対する遅延利子、第 25 条第 2 項第 4 号による個人型退職年金制度の負担金のうち未納入負担金及び未納入負担金に対する遅延利子（以下「退職給与等」という。）は、使用者の総財産に対する質権又は抵当権により担保された債権を除き、租税・公課金及び他の債権に優先して返済されなければならない。ただし、質権又は抵当権に優先する租税・公課金については、この限りでない。
- (2) 前項にかかわらず、最終 3 年間の退職給与等は、使用者の総財産に対する質権又は抵当権によって担保された債権、租税・公課金及び他の債権に優先して返済されなければならない。
- (3) 退職給与等のうちの退職金、第 15 条による確定給与型退職年金制度の給与は、継続勤務期間 1 年について 30 日分の平均賃金で計算した金額とする。
- (4) 退職給与等のうち第 20 条第 1 項による確定寄与型退職年金制度の負担金及び第 25 条第 2 項第 2 号による個人型退職年金制度の負担金は、加入者の年間賃金総額の 12 分の 1 に相当する金額で計算した金額とする。

第 3 章 確定給与型退職年金制度〔確定給付型退職年金制度〕

(確定給与型退職年金制度の設定)

第 13 条 確定給与型退職年金制度を設定しようとする使用者は、第 4 条第 3 項又は第 5 条により勤労者代表の同意を得、又は意見を聴いて、次の各号の事項を含んだ確定給与型退職年金規約を作成して雇用労働部長官に申告しなければならない。

1. 退職年金事業者の選定に関する事項
2. 加入者に関する事項
3. 加入期間に関する事項
4. 給与水準に関する事項
5. 給与支給能力確保に関する事項
6. 給与の種類及び支給要件等に関する事項
7. 第 28 条による運用管理業務及び第 29 条による資産管理業務の遂行を内容とする契約の締結並びに解約及び解約による契約の移転に関する事項
8. 運用現況の通知に関する事項
9. 加入者の退職等給与支給理由の発生及び給与の支給手続きに関する事項
10. 退職年金制度の廃止・中断理由及び手続き等に関する事項

11. その他の確定給与型退職年金制度の運営のために大統領令で定める事項

(加入期間)

第 14 条

- (1) 前条第 3 号による加入期間は、退職年金制度の設定以後当該事業で勤労を提供する期間とする。
- (2) 当該退職年金制度の設定前に当該事業において提供した勤労期間についても加入期間とすることができる。この場合において、第 8 条第 2 項により退職金をあらかじめ精算した期間は除く。

(給与水準)

第 15 条 第 13 条第 4 号の給与水準は、加入者の退職日を基準として算定した一時金が、継続勤労期間 1 年について 30 日分の平均賃金に相当する金額以上になるようにしなければならない。

(給与支給能力の確保等)

第 16 条

- (1) 確定給与型退職年金制度を設定した使用者は、給与支給能力を確保するために、毎事業年度ごとに次の各号に該当する金額のうちより大きい金額（以下「基準責任準備金」という。）に 100 分の 60 以上で大統領令で定める比率を乗じて算出した金額（以下「最小積立金」という。）以上を積立金として積み立てなければならない。ただし、第 14 条第 2 項により当該退職年金制度設定以前に当該事業で勤労した期間を加入期間に含ませる場合は、大統領令で定める比率による。
 1. 毎事業年度末日現在を基準として算定した加入者の予想退職時点までの加入期間に対する給与にかかる費用予想額の現在価値分から将来勤務期間分に対し発生する負担金収入予想額の現在価値分を差し引いた金額であって、雇用労働部令で定める方法により算定した金額
 2. 加入者及び加入者であった者の当該事業年度末日までの加入期間に対する給与にかかる費用予想額を、雇用労働部令で定める方法により、算定した金額
- (2) 確定給与型退職年金制度の運用管理業務を遂行する退職年金事業者は、毎事業年度終了後 6 カ月以内に、雇用労働部令で定めるところにより算定された積立金が最小積立金を上回っているかどうかを確認し、その結果を大統領令で定めるところにより使用者に知らせなければならない。ただし、最小積立金より少ない場合は、その確認結果を勤労者代表にも知らせなければならない。
- (3) 使用者は、前項による確認の結果、積立金が大統領令で定める水準に達していない場合は、大統領令で定めるところにより、積立金不足を解消しなければならない。

- (4) 第2項による確認の結果、毎事業年度ごとに積立金が基準責任準備金を超過している場合は、使用者は、その超過分を今後納入する負担金と相殺することができ、毎事業年度ごとに積立金が基準責任準備金の100分の150を超過して使用者が返還を要求する場合は、退職年金事業者はその超過分を使用者に返還することができる。

(給与の種類及び受給要件等)

第17条

- (1) 確定給与型退職年金制度の給与の種類は、年金又は一時金とするものとし、受給要件は次の各号のとおりとする。
1. 年金は、55歳以上であって加入期間が10年以上である加入者に支給すること。この場合は、年金の支給期間は5年以上でなければならない。
 2. 一時金は、年金受給要件を満たさない者又は一時金での受給を希望する加入者に支給すること。
- (2) 使用者は、加入者の退職等前項による給与を支給する理由が発生した日から14日以内に、退職年金事業者に、積立金の範囲内で支給義務がある給与の全額（事業の倒産等大統領令で定める場合は、前条第1項第2号による金額に対する積立金の比率に相当する金額）を支給させなければならない。ただし、退職年金制度積立金で投資された運用資産の売却が短期間に成立しない等特別な事情がある場合は、使用者、加入者及び退職年金事業者間の合意により、支給期日を延長することができる。
- (3) 使用者は、前項により退職年金事業者が支給した給与水準が第15条による給与水準に達していないときは、給与を支給する理由が発生した日から14日以内に、その不足する金額を当該勤労者に支給しなければならない。この場合において、特別な事情がある場合は、当事者間の合意により支給期日を延長することができる。
- (4) 前2項による給与の支給は、加入者が指定した個人型退職年金制度のアカウントに移転する方法により行う。ただし、加入者が55歳以後に退職して給与を受ける場合等大統領令で定める理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 加入者が第4項による個人型退職年金制度のアカウントを指定しない場合は、当該退職年金事業者が運営するアカウントに移転する。この場合において、加入者が当該退職年金事業者において個人型退職年金制度を設定したものとみなす。

(運用現況の通知)

- 第18条 退職年金事業者は、毎年1回以上積立金額及び運用収益率等を、雇用労働部令で定めるところにより、加入者に知らせなければならない。

第4章 確定寄与型退職年金制度〔確定拠出型退職年金制度〕

(確定寄与型退職年金制度の設定)

第19条

- (1) 確定寄与型退職年金制度を設定しようとする使用者は、第4条第3項又は第5条により勤労者代表の同意を得、又は意見を聴いて、次の各号の事項を含んだ確定寄与型退職年金規約を作成して雇用労働部長官に申告しなければならない。
1. 負担金の負担に関する事項
 2. 負担金の納入に関する事項
 3. 積立金の運用に関する事項
 4. 積立金の運用方法及び情報の提供等に関する事項
 5. 積立金の中途引出しに関する事項
 6. 第13条第1号から第3号まで及び第6号から第10号までの事項
 7. その他の確定寄与型退職年金制度の運営に必要な事項として大統領令で定める事項
- (2) 前項により確定寄与型退職年金制度を設定する場合は、加入期間に関しては第14条を、給与の種類、受給要件及び給与支給の手続き・方法に関しては第17条第1項、第4項及び第5項を、運用現況の通知に関しては第18条を準用する。この場合において、第14条第1項中「第13条第3号」は「第19条第6号」と、第17条第1項中「確定給与型退職年金制度」は「確定寄与型退職年金制度」とみなす。

(負担金の負担水準及び納入等)

第20条

- (1) 確定寄与型退職年金制度を設定した使用者は、加入者の年間賃金総額の12分の1以上に相当する負担金を現金により加入者の確定寄与型退職年金制度アカウントに納入しなければならない。
- (2) 加入者は、前項により使用者が負担する負担金のほか、自ら負担する追加負担金を加入者の確定寄与型退職年金アカウントに納入することができる。
- (3) 使用者は、毎年1回以上定期的に第1項による負担金を加入者の確定寄与型退職年金制度アカウントに納入しなければならない。この場合において、使用者が定めた期日（確定寄与型退職年金規約において納入期日を延長できるようにした場合は、その延長された期日）までに負担金を納入しない場合は、その次の日から負担金を納入した日までの遅延日数に対し年100分の40以内の範囲で「銀行法」による銀行が適用する延滞金利、経済的条件等を考慮して大統領令で定める利率による遅延利子を納入しなければならない。
- (4) 前項は、使用者が天災地変、その他の大統領令で定める理由により負担金の納入を遅延する場合は、その理由が存続する期間については、適用しない。

- (5) 使用者は、確定寄与型退職年金制度加入者の退職等大統領令で定める理由が発生したときは、その加入者に対する負担金が未納となっている場合は、その理由が発生した日から14日以内に、第1項による負担金及び第3項後段による遅延利子を当該加入者の確定寄与型退職年金制度アカウントに納入しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、当事者間の合意により納入期日を延長することができる。
- (6) 加入者は、退職するときに受ける給与に替えて、その運用中である資産を加入者が設定した個人型退職年金制度のアカウントに移転するよう当該退職年金事業者に要請することができる。
- (7) 前項による加入者の要請があった場合は、退職年金事業者は、その運用中である資産を加入者の個人型退職年金制度アカウントに移転しなければならない。この場合は、確定寄与型退職年金制度運営による加入者に対する給与は、支給されたとみなす。

(積立金運用方法及び情報提供)

第21条

- (1) 確定寄与型退職年金制度の加入者は、積立金の運用方法を自ら選定でき、半期ごとに1回以上積立金の運用方法を変更することができる。
- (2) 退職年金事業者は、半期ごとに1回以上危険〔リスク〕及び収益構造がそれぞれ違う3種類の以上の積立金運用方法を提示しなければならない。
- (3) 退職年金事業者は、運用方法別利益及び損失の可能性に関する情報等加入者が積立金の運用方法を選定するために必要な情報を提供しなければならない。

(積立金の中途引き出し)

第22条 確定寄与型退職年金制度に加入した勤労者は、住宅購入等大統領令で定める理由が発生したときは、積立金を中途引出しすることができる。

(2以上の使用者が参加する確定寄与型退職年金制度設定)

第23条 退職年金事業者が2以上の使用者を対象として一つの確定寄与型退職年金制度設定を提案しようとする場合は、次の各号の事項に関して雇用労働部長官の承認を受けなければならない。

1. 次の各モクの事項が含まれた確定寄与型退職年金制度の標準規約
 - カ. 第19条第1項各号の事項
 - ナ. その他の大統領令で定める事項
2. 大統領令で定める事項が含まれた運用管理業務及び資産管理業務に関する標準契約書

第5章 個人型退職年金制度

(個人型退職年金制度の設定及び運営等)

第 24 条

- (1) 退職年金事業者は、個人型退職年金制度を運営することができる。
- (2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、個人型退職年金制度を設定することができる。
 1. 退職給与制度の一時金を受領した者
 2. 確定給与型退職年金制度又は確定寄与型退職年金制度の加入者であって、自らの負担により個人型退職年金制度を追加で設定しようとする者
 3. 自営業者等安定した老後所得確保が必要な者であって大統領令で定める者
- (3) 前項により個人型退職年金制度を設定した者は、自らの負担により個人型退職年金制度の負担金を納入する。ただし、大統領令で定める限度を超過して負担金を納入できない。
- (4) 個人型退職年金制度積立金の運用方法及び運用に関する情報提供に関しては、第 21 条を準用する。この場合は、「確定寄与型退職年金制度」は「個人型退職年金制度」とみなす。
- (5) 個人型退職年金制度の給与の種類別の受給要件及び中途引出しに関しては、大統領令で定める。

(10 人未満を使用する事業に対する特例)

第 25 条

- (1) 常時 10 人未満の勤労者を使用する事業の場合にあつては、第 4 条第 1 項及び第 5 条にかかわらず、使用者が個別勤労者の同意を得、又は勤労者の要求により、個人型退職年金制度を設定する場合は、当該勤労者について退職給与制度を設定したものとみなす。
- (2) 前項により個人型退職年金制度を設定する場合は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 1. 使用者が退職年金事業者を選定する場合において、個別勤労者の同意を得ること。ただし、勤労者が要求する場合は、自ら退職年金事業者を選定することができる。
 2. 使用者は、加入者別に年間賃金総額の 12 分の 1 以上に相当する負担金を現金により加入者の個人型退職年金制度アカウントに納入すること
 3. 使用者が負担する負担金のほかに、加入者の負担により追加負担金を納入できること
 4. 使用者は、毎年 1 回以上定期的に第 2 号による負担金を加入者の個人型退職年金制度アカウントに納入すること。この場合において、納入が遅れた負担金に対する遅延利子の納入に関しては、第 20 条第 3 項後段及び第 4 項を準用する。
 5. その他の勤労者の給与受給権の安定した保護のために大統領令で定める事項
- (3) 使用者は、個人型退職年金制度加入者の退職等大統領令で定める理由が発生したときは、当該加入者に対する前項第 2 号による負担金を納入していない場合は、その理由が発生した日から 14 日以内にその負担金及び同項第 4 号後段による遅延利子を当該加入者の個人型退職年金制度のアカウントに納入しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、当事者

間の合意により納入期日を延長することができる。

第6章 退職年金事業者及び業務の遂行

(退職年金事業者の登録)

第26条 次の各号のいずれか一つに該当する者であつて退職年金事業者になろうとする者は、財務の健全性及び人的・物的要件等大統領令で定める要件を備えて雇用労働部長官に登録しなければならない。

1. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」による投資売買業者、投資仲介業者又は集合投資業者
2. 「保険業法」第2条第6号による保険会社
3. 「銀行法」第2条第1項第2号による銀行
4. 「信用協同組合法」第2条第2号による信用協同組合中央会
5. 「セマウル金庫法」第2条第3項によるセマウル金庫中央会
6. 「産業災害補償保険法」第10条による勤労福祉公団（勤労福祉公団の退職年金事業対象は、常時30人以下の勤労者を使用する事業に限る。）
7. その他の前6号に準ずる者として大統領令で定める者

(退職年金事業者に対する登録取消及び移転の命令)

第27条

- (1) 雇用労働部長官は、退職年金事業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、雇用労働部令で定めるところにより、是正を命じ、又は登録を取り消すことができる。ただし、第1号及び第2号に該当する場合は、登録を取り消さなければならない。
 1. 解散した場合
 2. 偽り又はその他の不正な方法により前条による登録をした場合
 3. 前条による登録要件を満たさなくなった場合
 4. 第36条による雇用労働部長官又は金融委員会の命令に従わなかった場合
- (2) 前項により登録が取り消された退職年金事業者は、登録が取り消された日から3年間は退職年金事業者登録をできない。
- (3) 退職年金制度関連業務を中断しようとする退職年金事業者は、雇用労働部長官に登録の抹消を申請しなければならない。この場合は、登録が抹消された退職年金事業者は、抹消された日から2年間は退職年金事業者登録をできない。
- (4) 第1項又は前項により登録取消し処分を受け、又は登録抹消を申請した退職年金事業者は、設定されている退職年金制度の移転に必要な措置等大統領令で定める加入者保護措置を講じなければならない。

- (5) 雇用労働部長官は、第1項又は第3項により登録を取り消し、又は抹消する場合は、勤労者の退職給与等の受給権保護のために必要であると認めるときは、登録が取り消され、又は抹消される退職年金事業者に対して、その業務の全部又は一部を他の退職年金事業者に移転することを命じることができる。この場合は、雇用労働部長官は、その業務の全部又は一部を受け継ぐ退職年金事業者の同意を得なければならない。

(運用管理業務に関する契約の締結)

第28条

- (1) 退職年金制度を設定しようとする使用者又は加入者は、退職年金事業者と次の各号の業務（以下「運用管理業務」という。）を遂行することを内容とする契約を締結しなければならない。ただし、第2号の業務は、確定給与型退職年金制度を設定するときのみ該当する。
1. 使用者又は加入者に対する積立金運用方法及び運用方法別情報の提供
 2. 年金制度設計及び年金経理
 3. 積立金運用現況の記録・保管・通知
 4. 使用者又は加入者が選定した運用方法を次条第1項による資産管理業務を遂行する退職年金事業者に伝達する業務
 5. その他の運用管理業務の適切な遂行のために大統領令で定める業務
- (2) 前項により運用管理業務を遂行する退職年金事業者は、大統領令で定める一部業務を人的・物的要件等大統領令で定める要件を備えた者に処理させることができる。

(資産管理業務に関する契約の締結)

第29条

- (1) 退職年金制度を設定した使用者又は加入者は、次の各号の業務（以下「資産管理業務」という。）の遂行を内容とする契約を退職年金事業者と締結しなければならない。
1. 口座の設定及び管理
 2. 負担金の受領
 3. 積立金の保管及び管理
 4. 運用管理業務を遂行する退職年金事業者が伝達する積立金運用指示の履行
 5. 給与の支給
 6. その他の資産管理業務の適切な遂行のために大統領令で定める業務
- (2) 使用者又は加入者が前項による契約を締結しようとする場合は、勤労者又は加入者を被保険者又は受益者として大統領令で定める保険契約又は信託契約の方法により行わなければならない。

(運用管理業務の遂行)

第 30 条

- (1) 退職年金事業者は、善良な管理者としての注意義務をつくさなければならない。
- (2) 退職年金事業者は、積立金の運用方法を提示する場合は、次の各号の要件を備えた運用方法を提示しなければならない。
 1. 運用方法に関する情報の取得及び理解が容易なこと
 2. 運用方法間の変更が容易なこと
 3. 積立金運用結果の評価方法及び手続きが透明であること
 4. 確定寄与型退職年金制度及び個人型退職年金制度の場合は、大統領令で定める元利金保障運用方法が一つ以上含まれること
 5. 積立金の中長期の安定的運用のために、分散投資等大統領令で定める運用方法及び基準などによること

(募集業務の委託)

第 31 条

- (1) 退職年金事業者は、次の各号の要件をすべて備えた者（以下「退職年金制度募集人」〔という。〕）に退職年金制度を設定し、又は加入する者を募集する業務（以下「募集業務」〔という。〕）であって大統領令で定める業務を委託することができる。
 1. 次項により雇用労働部長官に登録された者ではないこと
 2. 退職年金制度に対する専門知識がある者であって大統領令で定める要件を備えていること
 3. 第 6 項により登録が取り消しになった場合は、その登録が取り消しになった日から 3 年が経過したこと
- (2) 退職年金事業者は、前項により退職年金制度募集業務を委託した場合は、委託された者を雇用労働部長官に登録しなければならない。この場合は、雇用労働部長官は、その登録業務を、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が定める機関に委託することができる。
- (3) 第 1 項により退職年金制度募集業務を委託された者は、前項による登録をしないで退職年金制度募集業務を遂行してはならない。
- (4) 退職年金事業者は、第 2 項により登録した退職年金制度募集人以外の者に募集業務を委託してはならない。
- (5) 第 2 項による登録申請、方法、手続き及びその他の登録のために必要な事項は、雇用労働部長官が定める。
- (6) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、第 2 項の退職年金制度募集人に関する登録を取り消し、又は 6 カ月以内で募集業務を停止することができる。
 1. 第 1 項各号の要件を満たさない場合
 2. 次項各号の委託された者の遵守事項に違反した場合
- (7) 第 1 項により業務を委託した場合において委託された者は、次の各号の事項を守らなければ

ならない。

1. 委託した業務を他の者に再び委託しないこと
 2. 虚偽情報による募集行為禁止等退職年金制度の適切な運営のために必要な事項として大統領令で定める事項
- (8) 退職年金事業者は、第 1 項により募集業務を委託された者が前項各号による遵守事項を守らない場合は、募集業務の委託を取り消さなければならない。
- (9) 退職年金事業者は、退職年金制度募集人が退職年金制度募集業務を遂行するに当たって、法令を遵守して健全な取引秩序を害することがないように誠実に管理しなければならない。このために退職年金制度募集業務遂行基準を定めなければならない。
- (10) 「民法」第 756 条は、退職年金制度募集人が募集業務を遂行するに当たって、使用者又は加入者に損害を及ぼした場合に準用する。
- ※民法第 756 条は、使用者の賠償責任に関する規定である。

第 7 章 責務及び監督

(使用者の責務)

第 32 条

- (1) 使用者は、法令及び退職年金規約を遵守し、加入者等のために大統領令で定める事項に関して誠実にこの法律による義務を履行しなければならない。
- (2) 退職年金制度（個人型退職年金制度を除く。）を設定した使用者は、毎年 1 回以上、加入者に対して、当該事業の退職年金制度運営状況等大統領令で定める事項に関する教育をしなければならない。この場合は、使用者は、退職年金事業者はその教育の実施を委託することができる。
- (3) 退職年金制度を設定した使用者は、次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。
 1. 自己又は第三者の利益を図る目的で運用管理業務及び資産管理業務の遂行契約を締結する行為
 2. その他の退職年金制度の適切な運営を妨げる行為として大統領令で定める行為
- (4) 確定給与型退職年金制度又は退職金制度を設定した使用者は、次の各号いずれか一つに該当する理由がある場合は、勤労者に退職給与が減少する可能性があることをあらかじめ知らせるとともに、勤労者代表との協議を通じて確定寄与型退職年金制度への転換、退職給与算定基準の改善等勤労者の退職給与の減少を予防するために必要な措置を講じなければならない。

(新設 2018. 6. 12)

 1. 使用者が団体協約及び就業規則等を通じて、一定の年齢、勤続時点又は賃金額を基準として勤労者の賃金を調整し、勤労者の定年を延長し、又は保障する制度を実施しようとする

場合

2. 使用者が勤労者との合意により、所定勤務時間を1日1時間以上又は1週5時間以上短縮することとし、かつ、短縮された所定勤務時間により勤労者が3ヵ月以上継続して勤務することとした場合
3. 法律第15513号勤労基準法一部改正法律の施行により、勤務時間が短縮され、勤労者の賃金が減少する場合
4. その他の賃金が減少する場合であって、雇用労働部令で定める場合

(退職年金事業者の責務)

第33条

- (1) 退職年金事業者は、この法律を遵守し、加入者のために誠実にその業務を遂行しなければならない。
- (2) 退職年金事業者は、第28条第1項及び第29条第1項による契約の内容を守らなければならない。
- (3) 退職年金事業者は、正当な理由なく次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。
 1. 第28条第1項による運用管理業務の遂行契約の締結を拒否する行為
 2. 第29条第1項による資産管理業務の遂行契約の締結を拒否する行為
 3. 特定の退職年金事業者と契約を締結することを強要する行為
 4. その他の使用者又は加入者の利益を侵害する恐れがある行為として大統領令で定める行為
- (4) 運用管理業務を遂行する退職年金事業者は、次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。
 1. 契約締結時において、加入者又は使用者の損失の全部又は一部を負担し、又は負担することを約束する行為
 2. 加入者又は使用者に経済的価値のある過度な付加的サービスを提供し、又は加入者若しくは使用者が負担しなければならない経費を退職年金事業者が負担する等大統領令で定める特別な利益を提供し、又は提供することを約束する行為
 3. 加入者の姓名・住所等の個人情報を退職年金制度の運用に関連した業務遂行に必要な範囲を逸脱して使用する行為
 4. 自己又は第三者の利益を図る目的で、特定の運用方法を加入者又は使用者に提示する行為
- (5) 第24条第1項により個人型退職年金制度を運営する退職年金事業者は、当該事業の退職年金制度運営状況等大統領令で定める事項に関して、毎年1回以上加入者に教育をしなければならない。
- (6) 退職年金事業者は、雇用労働部令で定めるところにより、退職年金制度の取扱い実績を使用者（個人型退職年金制度の取扱い実績を除く。）、雇用労働部長官及び金融監督院長に提

出しなければならない。

- (7) 退職年金事業者は、第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項による契約締結に関連した約款又は標準契約書（以下「約款等」という。）を制定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ金融監督院長に届け出なければならない。ただし、勤労者又は使用者の権益及び義務に不利益な影響を与えない場合であって金融委員会が定める場合は、約款等の制定又は変更後 10 日以内に金融監督院長に届け出ることができる。
- (8) 退職年金事業者は、毎年、積立金運用収益率及び手数料等を金融委員会が定めるところにより公示しなければならない。

（政府の責務等）

第 34 条

- (1) 政府は、退職年金制度が活性化できるように、支援方策を用意しなければならない。
- (2) 政府は、退職年金制度の健全な定着及び発展のために、労使団体、退職年金業務の遂行に関連した機関・団体と共同して、研究事業支援等必要な措置ができる。
- (3) 政府は、退職年金制度の給与支給保障のための措置の用意等勤労者の給与受給権保護のための方策を講じるように努めなければならない。

（使用者に対する監督）

第 35 条

- (1) 雇用労働部長官は、使用者が退職年金制度の設定又はその運営等に関してこの法律又は退職年金規約に違反する行為をした場合は、期間を定めてその違反の是正を命じることができる。
- (2) 雇用労働部長官は、使用者が前項による期間内に是正命令に従わない場合は、退職年金制度運営の中断を命じることができる。

（退職年金事業者に対する監督）

第 36 条

- (1) 雇用労働部長官は、退職年金事業者がこの法律に違反する行為をした場合は、期間を定めてその違反の是正を命じることができる。
- (2) 雇用労働部長官は、退職年金事業者が前項による是正命令に従わない場合は、この法律により遂行する業務を他の退職年金事業者に移転することを命じることができる。
- (3) 金融委員会は、退職年金制度の安定的な運営及び勤労者の受給権保護のために、大統領令で定める業務に関して退職年金事業者を監督し、退職年金事業者が第 33 条に違反している場合は、次の各号の措置ができる。
 - 1. 退職年金事業者に対する注意、その役員に対する注意又はその職員に対する注意・譴責・減給・停職・免職の要求

2. 当該違反行為に対する是正命令
 3. 役員解任勧告又は職務停止要求
 4. 6 カ月以内の営業の一部停止
- (4) 金融監督院長は、退職年金事業者の業務及び財産状況等を検査でき、第 33 条第 7 項により退職年金事業者が届け出た約款等がこの法律に抵触する場合は、変更・補完を命じることができる。

(金融取引情報の提供要請等)

第 37 条

- (1) 雇用労働部長官は、使用者が第 16 条による給与支給能力の確保の有無等退職年金制度運営を監督するために必要である場合は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第 4 条及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」第 33 条にかかわらず、資産管理業務及び運用管理業務契約を締結した事業に関する次の各号の金融取引に関する情報又は資料（以下「金融取引情報」という。）の提供を退職年金事業者に要請することができる。
1. 加入者の現況
 2. 給与支給の現況
 3. 負担金納入の現況
 4. 積立金の運用現況に関する情報
- (2) 雇用労働部長官が前項により金融取引情報を要請するときは、次の各号の事項を記載した文書により要請しなければならない。
1. 要請対象取引の期間
 2. 要請の法的根拠
 3. 使用目的
 4. 要請する金融取引情報の内容
- (3) 第 1 項による金融取引情報の要請は、退職年金制度運営の健全性に係る監督のために必要な最小限度なものに限らなければならない。
- (4) 第 2 項により退職年金事業者が雇用労働部長官に金融取引情報を提供する場合は、その退職年金事業者は、金融取引情報を提供した日から 10 日以内に提供した金融取引情報の主な内容、使用目的、提供された者及び提供日時等を当該使用者又は加入者に書面で通知しなければならない。この場合において、通知にかかる費用に関しては、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第 4 条の 2 第 4 項を準用する。
- (5) 雇用労働部長官は、第 1 項により退職年金事業者に金融取引情報を要請する場合は、その事実を記録しなければならない。金融取引情報を要請した日から 5 年間その記録を保管しなければならない。
- (6) 第 1 項により金融取引情報を提供されて知ることとなった者は、その知ることとなった金融

取引情報を他人に提供若しくは漏洩し、又はその目的以外の用途に利用してはならない。

第8章 補則

(退職年金制度の廃止・中断時の処理)

第38条

- (1) 退職年金制度が廃止され、又は運営が中断された場合は、廃止された以後又は中断された期間については、第8条第1項による退職金制度を適用する。
- (2) 使用者は、退職年金制度が廃止された場合は、直ちに積立金により給与を支給するために必要な措置であって未納の負担金の納入等大統領令で定める措置を講じなければならない。
- (3) 使用者及び退職年金事業者は、第35条第2項による理由等により退職年金制度が中断された場合は、積立金の運用に必要な業務等大統領令で定める基本的な業務を維持しなければならない。
- (4) 使用者及び退職年金事業者は、退職年金制度が廃止されて加入者に給与を支給する場合は、加入者が指定した個人型退職年金制度のアカウントに移転する方法により支給しなければならない。ただし、加入者が個人型退職年金制度のアカウントを指定しない場合は、第17条第5項を準用する。
- (5) 加入者が前項により給与を受けた場合は、第8条第2項により中間精算されて受給したものとみなす。この場合は、中間精算対象期間の算定等に必要な事項は、大統領令で定める。

(業務の協力)

第39条 雇用労働部長官は、この法律の施行のために必要である場合は、金融委員会等関連機関に対して資料の提出を要請することができる。この場合は、資料の提出を要請された機関は、正当な理由がなくこれを拒否してはならない。

(報告及び調査)

第40条

- (1) 雇用労働部長官は、この法律の施行に必要な範囲で、使用者及び退職年金事業者に対して退職年金制度の実施状況等に関する報告、関係書類の提出又は関係者の出席〔出頭〕を要求することができる。
- (2) 雇用労働部長官は、この法律の施行のために必要であると認める場合は、所属職員により退職年金制度を実施する事業場及び当該退職年金事業者の事業場に立ち入り、使用者及び退職年金事業者等関係者に対し質問し、又は帳簿等書類を調査させることができる。
- (3) 第2項により事業場及び当該退職年金事業者の事業場に立ち入り、関係者に対し質問し、又は帳簿等書類を調査しようとする職員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示

さなければならない。

(聴聞)

第 41 条 雇用労働部長官は、第 27 条第 1 項による登録取消又は第 36 条第 2 項による移転の命令をしようとする場合は、聴聞をしなければならない。

(権限の委任・委託)

第 42 条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を金融委員会又は金融監督院長に委託し、又は地方雇用労働官署の長に委任することができる。
- (2) この法律による金融委員会の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を金融監督院長に委託することができる。

第 9 章 罰則

(罰則)

第 43 条 第 37 条第 6 項に違反した者は、5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

(罰則)

第 44 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、第 1 号及び第 2 号の場合は、被害者の明示的な意思に反して公訴を提起することはできない。

1. 第 9 条に違反して、退職金を支給しなかった者
2. 勤労者が退職したときに、第 17 条第 2 項・第 3 項、第 20 条第 5 項又は第 25 条第 3 項に違反して給与を支給せず、又は負担金若しくは遅延利子を納入しなかった者
3. 第 27 条第 4 項に違反して、加入者保護措置を講じなかった退職年金事業者
4. 第 33 条第 3 項及び第 4 項に違反した退職年金事業者

(罰則)

第 45 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 4 条第 2 項に違反して、一つの事業において退職給与制度を差異を設けて設定した者
2. 第 31 条第 3 項に違反して、雇用労働部長官に登録せずに退職年金制度募集業務を遂行した者
3. 第 31 条第 4 項に違反して、退職年金制度募集人以外の者に募集業務を委託した退職年金事

業者

4. 第 32 条第 3 項第 1 号による責務に違反した使用者

(罰則)

第 46 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2018. 6. 12)

1. 第 4 条第 3 項・第 4 項又は第 25 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に違反して、勤労者代表又は個別勤労者の同意を得ず、又は意見を聴かなかった使用者
2. 第 31 条第 7 項に違反した者
3. 第 32 条第 4 項に違反して、勤労者に退職給与が減少する可能性があることを知らせず、又は退職給与の減少予防のために必要な措置を講じなかつた使用者

(両罰規定)

第 47 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 44 条から第 46 条までのいずれか一つに該当する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

(過怠金)

第 48 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 32 条第 2 項により毎年 1 回以上教育をしなかつた使用者
2. 第 33 条第 5 項により毎年 1 回以上教育をしなかつた退職年金事業者

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 13 条による確定給与型退職年金規約又は第 19 条による確定寄与型退職年金規約を申告しなかつた使用者
2. 第 32 条第 3 項第 2 号による責務に違反した使用者
3. 第 33 条第 2 項及び第 6 項による責務に違反した退職年金事業者

(3) 前 2 項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

付則 (法律第 10967 号、2011. 7. 25)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

(退職保険等の有効期間)

第2条

- (1) 法律第7379号勤労者退職給与保障法の施行日である2005年12月1日以前に、使用者が、勤労者を被保険者又は受益者として大統領令で定める退職保険又は退職一時金信託（以下「退職保険等」という。）に加入し、勤労者が退職するときは一時金又は年金により受け取ることをとした場合は、法律第7379号勤労者退職給与保障法第8条第1項による退職金制度を設定したものとみなす。ただし、退職保険等による一時金は、同項による退職金を下回ってはならない。
- (2) 前項による退職金制度の効力期間は、2010年12月31日までとする。

(退職前退職金精算要件に関する適用例)

第3条 第8条第2項の改正規定は、この法律の施行後最初に勤労者が使用者に中間精算を要求する場合から適用する。

(給与の支給方法に関する適用例)

第4条 第17条第4項及び第5項、第19条第2項（第17条第4項及び第5項を準用する部分に限る。）及び第38条第4項の改正規定は、この法律の施行後最初に給与を支給する理由が発生した場合から適用する。

(確定寄与型退職年金制度及び個人型退職年金制度負担金等納入に関する適用例)

第5条 第20条第3項・第4項、第25条第2項第4号及び同条第3項の改正規定による遅延利子に関する部分は、この法律の施行後最初に発生する遅延利子を納入する場合から適用する。

(自営業者等の個人型退職年金制度加入に関する適用例)

第6条 第24条第2項第3号は、この法律の施行後5年が経過した日から適用する。

(退職年金事業者登録取消及び抹消に関する適用例)

第7条 第27条第2項及び第3項の改正規定は、この法律の施行後最初に退職年金事業者の登録が取り消され、又は登録の抹消を申請した場合から適用する。

(常時4人以下の勤労者を使用する事業の施行時期、給与及び負担金等に関する特例)

第8条

- (1) 常時4人以下の勤労者を使用する事業については、法律第7379号勤労者退職給与保障法付則第1条ただし書きにより2010年12月1日から退職給与制度が実施されたものとみなす。

- (2) 常時 4 人以下の勤労者を使用する事業に適用される退職金、確定給与型退職年金制度の給与額、〔並びに〕確定寄与型退職年金制度及び第 25 条の改正規定による個人型退職年金制度の使用者負担金の水準は、第 8 条第 1 項、第 15 条、第 20 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 2 号の改正規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。
1. 2010 年 12 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日までの期間に対する退職金、確定給与型退職年金制度の給与額、確定寄与型退職年金制度及び第 25 条の改正規定による個人型退職年金制度の使用者負担金水準：第 8 条第 1 項、第 15 条、第 20 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 2 号の改正規定で定める水準の 100 分の 50 以上
 2. 2013 年 1 月 1 日以後の期間に対する退職金、確定給与型退職年金制度の給与額、確定寄与型退職年金制度及び第 25 条の改正規定による個人型退職年金制度の使用者負担金水準：第 8 条第 1 項、第 15 条、第 20 条第 1 項及び第 25 条第 2 項第 2 号の改正規定で定める水準
- (3) 勤労関係当事者は、前 2 項を理由として既存の勤労条件を低くすることはできない。

(退職金優先返済に関する経過措置)

第 9 条

- (1) 第 12 条第 2 項にかかわらず、1997 年 12 月 24 日前に退職した勤労者の場合は、1989 年 3 月 29 日以後の継続勤労期間に対する退職金を優先返済の対象とする。
- (2) 第 12 条第 2 項にかかわらず、1997 年 12 月 24 日前に採用された勤労者であって 1997 年 12 月 24 日以後に退職する勤労者の場合は、1989 年 3 月 29 日から 1997 年 12 月 23 日までの継続勤労期間に対する退職金に、1997 年 12 月 24 日以後の継続勤労期間に対して発生する最終 3 年間の退職金を合算した金額を優先返済の対象とする。
- (3) 前 2 項により優先返済の対象となる退職金は、継続勤労期間 1 年について 30 日分の平均賃金により計算した金額とする。
- (4) 第 1 項及び第 2 項により優先返済の対象となる退職金は、250 日分の平均賃金を超過できない。

(退職金制度に関する経過措置)

第 10 条 法律第 7379 号勤労者退職給与保障法の施行日である 2005 年 12 月 1 日当時従前の「勤労基準法」第 34 条第 1 項により設定された退職金制度及びあらかじめ精算して支給された退職金は、法律第 7379 号勤労者退職給与保障法により設定され、又は支給されたものとみなす。

(個人退職口座に関する経過措置)

第 11 条 この法律の施行の際に、従前の第 25 条又は第 26 条により設定されていた個人退職口座は、第 24 条又は第 25 条の改正規定により設定された個人型退職年金制度とみなす。

(他の法律の改正)

第 12 条 (略)

(他の法令との関係)

第 13 条 この法律の施行の際に、他の法令で従来の「勤労者退職給与保障法」の規定を引用していた場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従来の規定に代えてこの法律の当該規定を引用したものとみなす。

付則 (法律第 15664 号、2018. 6. 12)

(施行日)

この法律は、2018 年 7 月 1 日から施行する。